



FAIR CONSULTING
GROUP

FAIR CONSULTING GROUP

www.faircongrp.tax

- 
- | | | |
|--|---|---|
| Japan
Tokyo
Osaka
Nagoya
Fukuoka | India
Gurgaon
Chennai
Bangalore | Australia
Melbourne |
| Hong Kong
Hong Kong | Indonesia
Jakarta | Germany
Munich
Düsseldorf |
| Vietnam
Hanoi
Ho Chi Minh City | Thailand
Bangkok | United States
New York
Los Angeles |
| China
Shanghai
Suzhou
Shenzhen
Beijing
Guangzhou | Malaysia
Kuala Lumpur | Israel
Tel Aviv |
| Singapore
Singapore | Taiwan
Taipei | New Zealand
Auckland |
| | Philippines
Manila | |
| | Mexico
León | |

寄附金の基礎

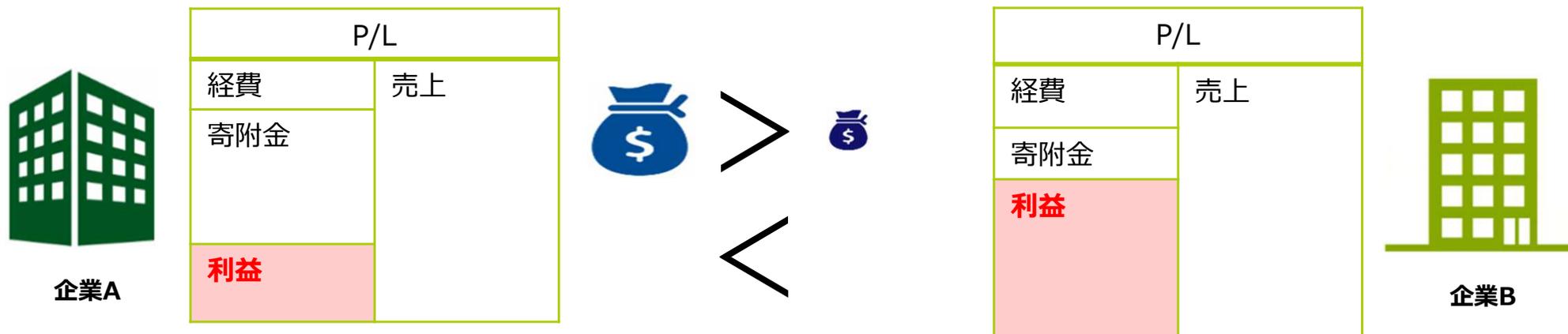
寄附金の基礎

- 法人税法上の寄附金とは
- 寄附金の範囲
- 寄附金課税の仕組み
- 海外子会社への寄附金…？
- 海外子会社再建のための支援
- 海外子会社撤退のための支援
- 再建支援・撤退時のチェックポイント

法人税法上の寄附金とは

寄附金は全額経費にはなりません

すべての寄附金を無条件に経費と認めると寄附金を多く拠出した企業のほうが、利益が少なくなる
= 税金が少なくなる…？



法人税法上の寄附金

寄附金の種類	寄附をした者取り扱い
国・地方公共団体に対するもの	全額損金算入
指定寄付金（赤い羽根の募金等）	全額損金算入
特定公益増進法人等（日本赤十字社等）	一定の額を限度として損金算入
一般の寄附金※	一定の額を限度として損金算入

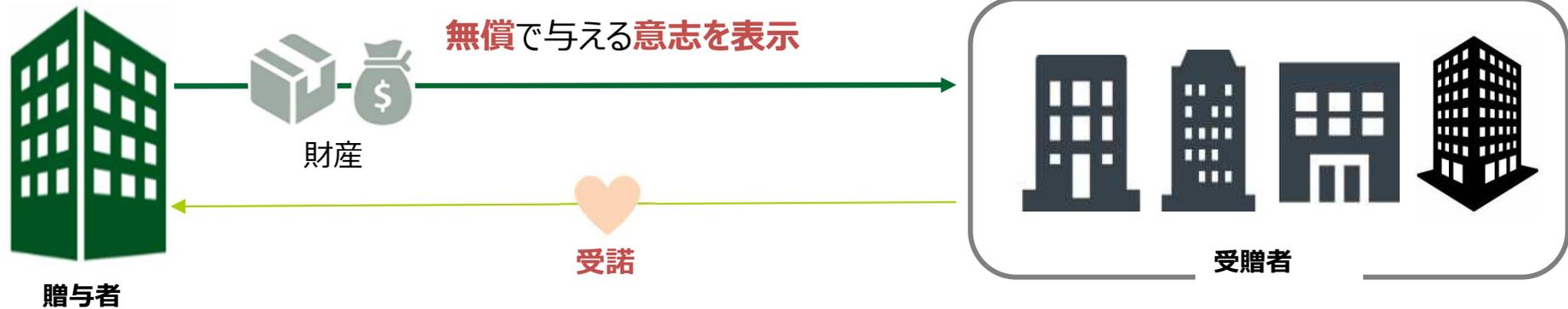
※4つの寄附金のうち調査で問題になるのは、一般の寄附金です



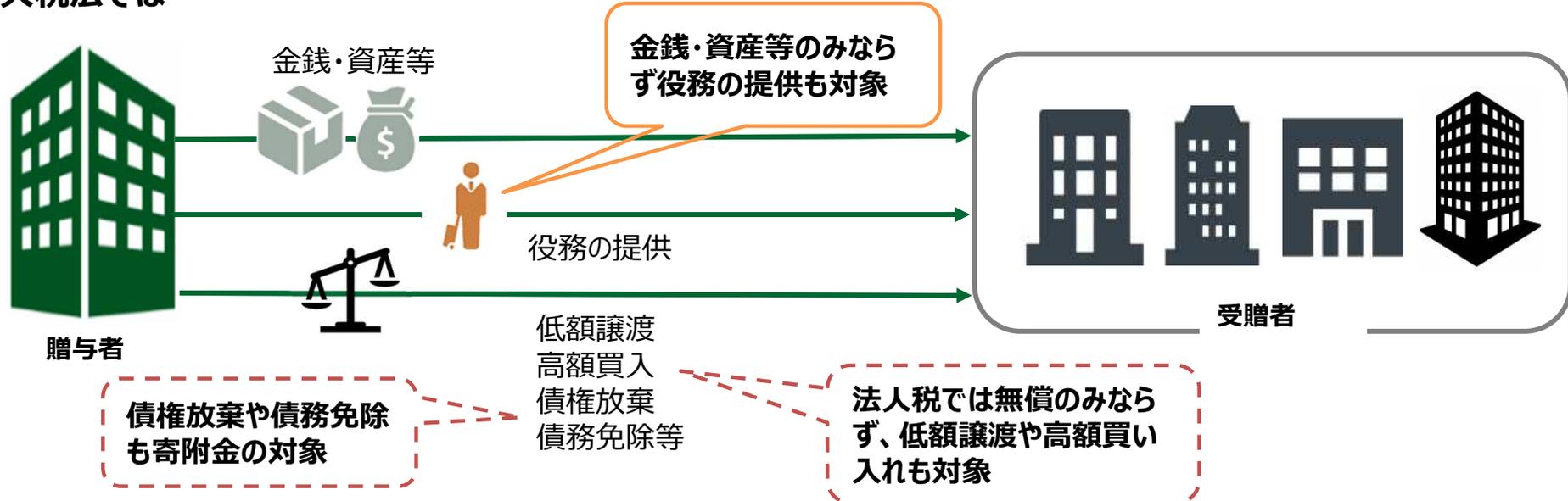
寄附金の範囲

法人税法の一般の寄附金の範囲は実は極めて広い

民法では



法人税法では

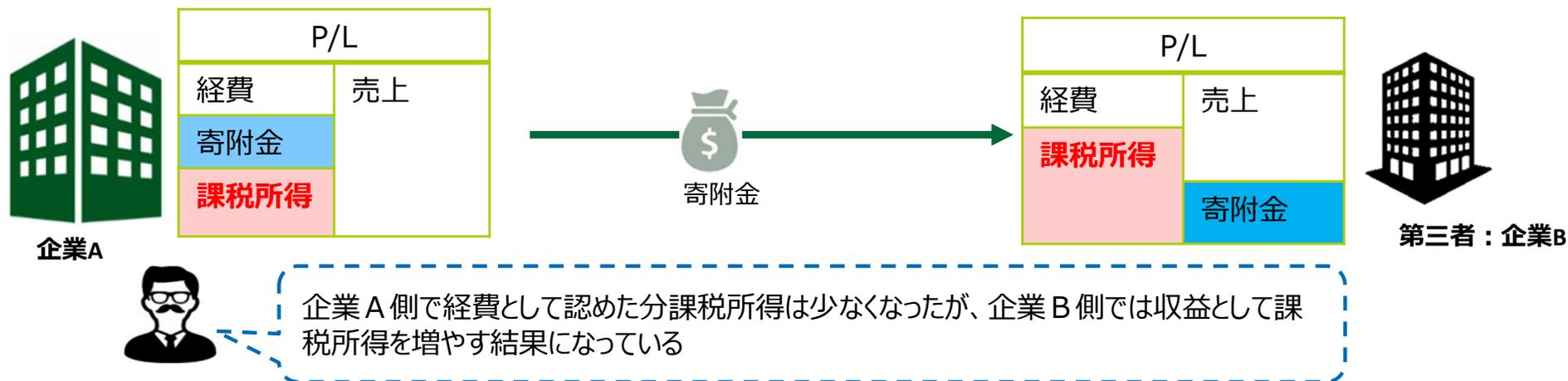


➡ 寄附したつもりではなくても、実は法人税法では寄付行為に該当することがあります

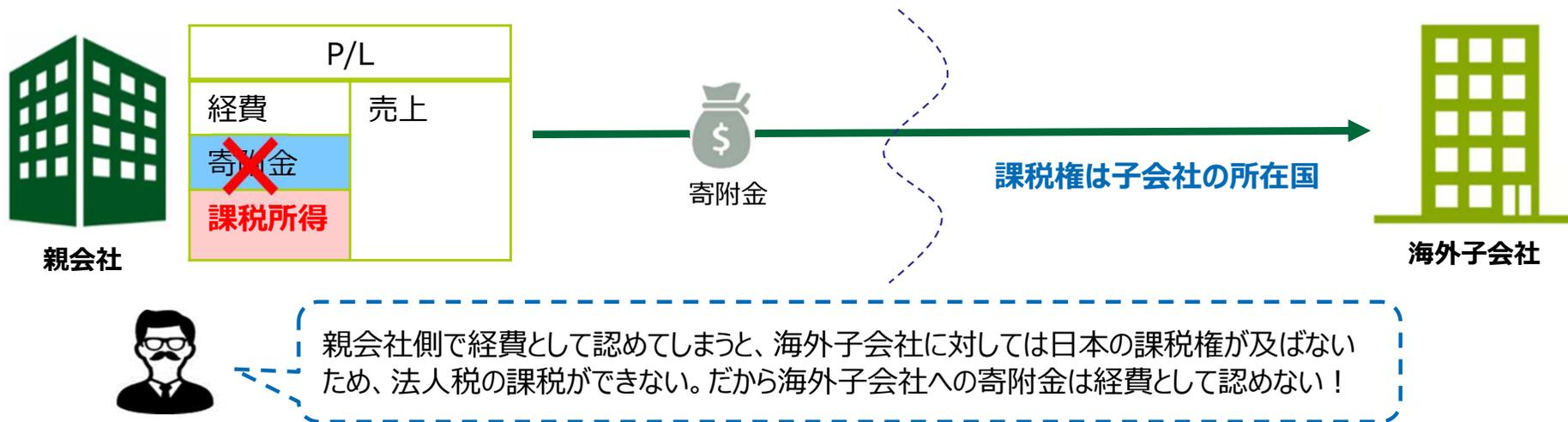
寄附金課税の仕組み

海外子会社に対する寄附金は全額損金不算入

日本国内で第三者へ寄附した場合



海外子会社へ寄附した場合



➡ 海外子会社へ寄附は、調査で複数年度分指摘されるとその金額は多額になる可能性があります

海外子会社への寄附金…？

すれ違う企業側の感覚と法人税法の考え方



子会社とはいえ、別会社。
きちんと対価を回収しないなら、海外子会社への経済的利益の無償供与！
寄附金だ！！

親会社が、子会社の面倒をみるのは当たり前！
寄附なんてしていません！



調査官の主張

製造委託している海外子会社に、原材料を供給しているが、その対価を回収していない

製造委託している海外子会社に、製造機械を貸与しているが、使用料を回収していない

技術者が、海外子会社へ製造方法の指導のため出張したが、そのコストを海外子会社から回収していない

海外子会社が、親会社から紹介された日系顧客に製品を販売しているが、コミッションを徴収していない

海外出向者の給与負担金額が多すぎる

契約書に記載されたロイヤルティ料率は3%であるが、1%しか回収されていない

製造委託している海外子会社に、製造技術を指導しているが、ロイヤルティを徴収していない



税務当局

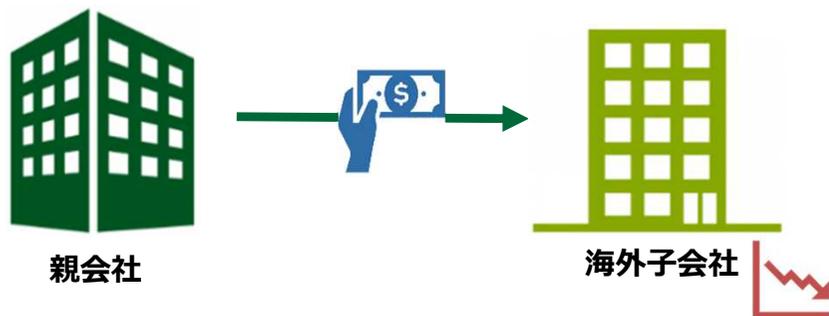
海外子会社再建のための支援

海外子会社支援による親会社側の損失は、経費として認められることが難しい

どちらのケースも相当な理由がなければ寄附金扱いされます



ケース1：親会社から子会社へ低金利での貸付



適正な金利との差について寄附金認定されます



ケース2：親会社からの借入金を資本金に振り替える (デッドエクイティスワップ)

子会社B/S	
資産	負債
	親会社からの借入金
	資本金

【親会社の仕訳イメージ】

(借方)	(貸方)
子会社株式 ××× (時価)	子会社貸付金 ××× (簿価)
債権譲渡損 ×××	為替差益 ×××

債権譲渡損について寄附金認定されます



【寄附金とならない子会社の再建支援】(法人税基本通達9-4-2)

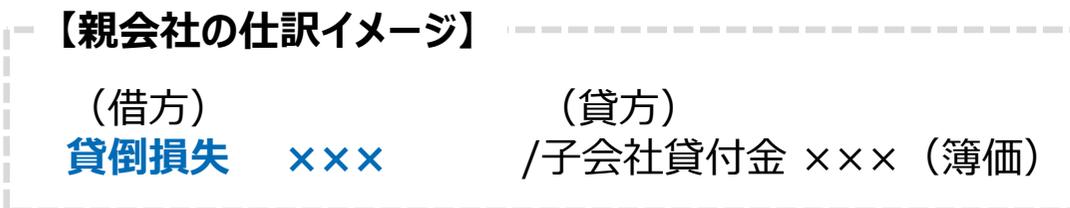
法人がその子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等（以下9-4-2において「無利息貸付け等」という。）をした場合において、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

海外子会社撤退のための支援

海外子会社支援による親会社側の損失は、経費として認められることが難しい



親会社B/S	
資産	負債・資本
子会社に対する貸付金	



貸倒損失について寄附金認定されます

【寄附金とならない子会社の撤退費用】（法人税基本通達9-4-1）

法人がその子会社等の解散、経営権の譲渡等にもない当該子会社等のために債務の引受けその他の損失負担又は債権放棄等をした場合において、**その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らか**であると認められるため**やむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由がある**と認められるときは、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

再建支援・撤退時のチェックポイント

実際の支援にあたっては、経済合理性があるかが重要になります

チェックポイント

損失負担等を受ける者は、「子会社等」か

子会社等は経営危機に陥っているか（倒産の危機にあるか）

損失負担を行うことは相当か（支援者にとって相当な理由があるか）

損失負担等の額（支援額）は合理的であるか（過剰支援になっていないか）

再建整理計画の管理は行われるか（その後の子会社等の立ち直り状況に応じて支援額を見直すこととされているか）

損失負担等をする支援者の範囲は相当か（特定の債務者等が意図的に支援者に加わっていないなどの恣意性がないか）

損失負担等の額の配分は合理的か（特定の債務者等が不当に負担を重くしまたは免れていないか）

支援を決定した際の稟議書（決裁書）の表現は適切か（基通9-4-1または9-4-2を意識した表現になっているか）

基通9-4-1または9-4-2の検討を行った際の資料は保存されているか

 海外子会社の再建支援が必要になる/撤退することになったのは、価格の設定に問題があったのかもしれませんが…

免責事項

- 本資料記載内容の著作権はすべてフェアコンサルティンググループに帰属します。フェアコンサルティンググループに無断で転載、複製等を行うことはお控えください。また、本資料の内容や見解を、フェアコンサルティンググループの事前の承諾なくWebやSNS等に掲載する等の行為もお控えください。
- 本資料は、日本における関連税法および本資料公開日において有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。フェアコンサルティンググループは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず専門家のアドバイスを受けてください。また、フェアコンサルティンググループの各法人は、本資料に依拠することにより貴社が被った損失について一切責任を負いません。



www.faircongrp.tax

www.faircongrp.com

※本資料中の文章・画像等の内容の不正複製・複製等をご遠慮ください。

※Please avoid illegal copying / duplication etc. of contents of including documents, images etc. in this material.